

千葉県高齢者施設等従事者等向け新型コロナウイルス感染症 抗原定性検査キット配付等業務委託仕様書

1 件名

高齢者施設等従事者向け新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キット配付等業務委託

2 目的

千葉県（以下「甲」という。）の委託を受託した受託事業者（以下「乙」という。）が、高齢者施設等（別表１）の従事者等を対象に、抗原定性検査キットを配付し、検査を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染者を早期に把握し、クラスター発生や感染拡大の防止を図る。市が計画する高齢者施設等の従事者等に対する新型コロナウイルス感染症の検査を着実に実施するため、検査実施施設等の申請受付、登録、検査キットの発送及び検査結果の取りまとめ等を行う。

3 検査の種類及び受検回数

（１）契約期間内において、原則として希望する施設等の全従事者等が実施する検査（以下、「スクリーニング検査」という。） 週１回

（２）感染者が発生した施設等（入所系施設等（別表２）に限る。）において実施する検査（以下、「感染発生施設等検査」という。） 感染者発生により適宜実施

4 契約期間

令和５年６月 日から令和５年９月３０日まで

5 想定数量（上限）

（１）スクリーニング検査

１８９，０００件（１３，５００件×１４回）

※新型コロナウイルス感染症感染者数の動向等により、想定数量を大きく減らす場合があるものとする。なお、その際は甲から乙へ通知するものとする。

（２）感染発生施設等検査

５，９５０件（８５０件／月×１月、１，７００件／月×３月）

6 委託内容

（１）申請受付

乙は、高齢者施設等からの申請受付を行う。受付方法は受付サイトによるものとする。

ア 受付WEBサイト作成及び運用

以下の内容・機能を持つWEBサイトを構築・運用すること。なお、不具合等の発生に関して、即時対応可能な体制をとること。

①事業説明（事業目的、利用の流れ、利用条件）

②参加申し込み受付機能（項目：施設等の指定事業者番号、法人名、施設等名、サービス種別名、担当者名、希望キット数、送付先、電話番号、その他）

③検査キット利用支援

検査実施施設等が正しく検査を行うために必要な情報、技術

④問い合わせフォーム

⑤その他

検査結果報告にWEBフォーム等を利用し、効率化を図ること。

イ 検査実施施設等登録

①受付サイト又は電話等による申し込み内容を集約し、申込みリストを作成

②申込み内容の確認

以下の内容を確認し、不備・疑義が生じた場合は申込み施設等、又は甲に連絡し修正等の対応を行う。

a 甲が提供する対象施設等リストとの突合

リストとの不突が発生した場合は、甲が提供する施設等リストにより確認する。不突合事案については原則として、受付当日に完了すること。

b 記載の施設等名、連絡先、希望検査キット数等

c 検査キット配付予定リストの調整

配付予定リストを作成し、原則として発送日の発送当日までに甲に提出する。

③受付開始時期

契約確定の日の翌日から起算して、遅くとも2週間以内に事業実施申込みの受付を開始すること。

ウ 検査キットの発送

① 抗原定性検査キット一式の準備・送付等

配付予定リストに記載の施設等・数量について検査キットを発送する。検査キットは以下a又はbの数（以下、「送付数」という。）を個別に包装し、梱包し、以下②を同梱して送付すること（調達する検査キットの梱包単位に関わらず、送付数を送付すること）。その際、検査キット申込数の妥当性を確認すること。また、申込内容に不備等がないものは、原則として3日以内に発送すること。※土日祝日を含む。

a スクリーニング検査

申込数量に1.1を乗じた数（小数点は切り上げ）

b 感染発生施設等検査

申込数量（40件数を上限とし、この数以上の申込があった場合は事前に甲の確認を得て送付すること）

② 説明資料等の同梱

本件検査に係る甲の説明資料、検査に係る一連の流れ、及び注意点を記載した説明資料を同梱すること。なお、上記甲の説明資料は別途甲から受託者にデータで提供しうるものを印刷の上、同梱すること。

③ 受領書の徴取

検査キットの発送については、送付先施設等における受領確認が確実に行えるよう、

受領書を徴することとし、甲の求めに応じて、提出すること。受領書の様式は任意とし、乙が準備すること。

④ 検査キットの仕様

検査キットについては、鼻腔ぬぐい液を検体として用いることが可能で、新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）として、厚生労働省の承認を受け個包装となっているものとし、乙が調達すること。検査キットの保管・配送については、その取扱い説明に基づき、万全を期すること。また、検査キットの調達に際しては、調達数、時期等について、事前に甲と協議すること。

⑤ 発送通知

送付先の施設に送付数量、到着予定日等の情報を通知する。

⑥ 履行完了後の検査キットの取扱い

履行完了後、未発送の調達済み検査キットについては、甲の指定する場所へ送付すること。

(2) 検査結果の報告収集・取りまとめ

ア 検査結果の受領

乙は、検査を実施した施設等から、前週の（日曜日から土曜日まで）検査結果（検査実施日・検査実施数・陽性者数）をWEBフォームより、翌週月曜日（祝日の場合は、原則としてその翌営業日）までにデータにより受領する。このとき、受領したデータに不備がないか確認し、不備がある場合は施設等に照会すること。

乙から甲への検査結果の報告は、週次とし、前週の（日曜日から土曜日まで）結果を翌週水曜日（祝日の場合は、原則としてその翌営業日）の正午までに報告すること。なお、これにより難い状況が生じた場合には、別途甲の指示に基づき対応すること。

イ 状況の確認

報告が無い施設等には、状況を確認し、提出を求めること。

7 費用負担区分

次の費用負担は、委託料に含まれるものとし、甲に対して別途請求しないものとする。

- (1) 抗原定性検査キットの調達・梱包配送に要する費用
- (2) 報告集計に要する費用
- (3) その他、システム修正等を含め委託業務に付随する費用

8 支払

- (1) 支払額は、検査キットの調達数（甲に事前に協議し、認められた数）に単価を乗じた額に検査実施体制整備一式の費用を加えた額とする。
- (2) 委託代金の支払については、甲による履行確認後、乙の請求に基づき、一括して支払うものとするが、単価契約分については、乙の請求に基づき月払いも可能とする。なお、請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。

9 秘密の保持

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第57 号）を順守すること。

10 損害賠償

乙は、業務上故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、甲の責任に帰する場合のほかは、その損害責任を負わなければならない。

11 その他

- (1) 本契約においては、業務の履行に当たって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
- (2) 仕様書及び契約書に関して疑義の生じたときは、双方協議の上、定める。

別表 1 高齢者施設等（スクリーニング検査対象）

区分		対象施設及び事業所
高齢福祉関係	施設	特別養護老人ホーム(地域密着型も含む)、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、生活支援ハウス
	通所・訪問事業所	通所介護(地域密着型、認知症対応型も含む)、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護（看護も含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、通所介護相当サービス、ミニデイ型通所サービス、居宅介護支援、介護予防支援、特定福祉用具販売
障害福祉関係	施設	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、生活ホーム、福祉ホーム
	通所・訪問事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター、ワークホーム、精神障害者共同作業所、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、障害者基幹相談支援センター、日中一時支援
生活保護関係	施設	救護施設

※医療みなしを除く

別表 2 入所系施設等（感染発生施設等検査対象）

区分		対象施設及び事業所
高齢福祉関係	施設	特別養護老人ホーム(地域密着型も含む)、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、生活支援ハウス
	通所・訪問事業所	宿泊サービスを伴う通所介護(地域密着型、認知症対応型も含む)、小規模多機能型居宅介護（看護も含む）
障害福祉関係	施設	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、生活ホーム、福祉ホーム
生活保護関係	施設	救護施設

※医療みなしを除く

別紙 検査件数報告リスト

施設・事業所名	所在地	担当者名	担当者連絡先	送付キット数	月 日 () ~ 月 日 () 分			
					報告 (検査実施数)		報告 (左記のうち陽性者数)	
					従事者	利用者※	従事者	利用者※

※利用者の検査への使用は、陽性者が発生した施設等において濃厚接触者である利用者を対象とする場合に限る。